

世田谷区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>○世田谷区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例</p> <p style="text-align: right;">昭和62年7月1日条例第34号</p> <p style="text-align: center;">改正</p> <p>平成元年9月27日条例第52号 中略 令和3年3月9日条例第20号 令和3年6月25日条例第43号 <u>令和4年6月24日条例第22号</u></p> <p>付 則 この条例は、昭和62年8月1日から施行する。 中略 附 則（令和3年6月25日条例第43号） この条例は、公布の日から施行する。ただし、第4条第6項の改正規定は、令和3年10月1日から施行する。 <u>附 則（令和4年6月24日条例第22号）</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p> | <p>○世田谷区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例</p> <p style="text-align: right;">昭和62年7月1日条例第34号</p> <p style="text-align: center;">改正</p> <p>平成元年9月27日条例第52号 中略 令和3年3月9日条例第20号 令和3年6月25日条例第43号</p> <p>付 則 この条例は、昭和62年8月1日から施行する。 中略 附 則（令和3年6月25日条例第43号） この条例は、公布の日から施行する。ただし、第4条第6項の改正規定は、令和3年10月1日から施行する。</p> |